

3-3 所得種類別課税状況

(1) 利子所得等の課税状況

区 分		課 税 分		非 課 税 分		合 計	
		支 払 金 額	源泉徴収税額	障害者等非課税・ 財形貯蓄非課税分 支 払 金 額	そ の 他 非 課 税 分 支 払 金 額	支 払 金 額	源泉徴収税額
		千円	千円	千円	千円	千円	千円
公	債	196,004,327	30,018,063	1,228,123	9,542,738,216	9,739,970,666	30,018,063
社	債	670,836,921	101,831,960	443,992	2,233,015,245	2,904,296,158	101,831,960
預貯金	銀 行 預 金	262,956,321	39,996,437	1,035,079	76,084,283	340,075,683	39,996,437
	銀行以外の金融機関の預金	50,889,169	7,754,230	1,593,330	120,564,857	173,047,355	7,754,230
	その他勤務先預金等の利子	27,291,038	4,194,072	39,726	57,113	27,387,877	4,194,072
合同運用信託の収益の分配		8,460,242	1,272,000	136,067	6,037,842	14,634,151	1,272,000
公社債投資信託の収益の分配等		65,706,090	9,884,829	127,234	4,727,417	70,560,740	9,884,829
小 計		1,282,144,107	194,951,591	4,603,551	11,983,224,973	13,269,972,632	194,951,591
定期積金の給付補てん金等		60,767,816	9,306,591	—	14,669,674	75,437,490	9,306,591
匿名組合契約等に基づく利益の分配、生命保険等の差益		512,351,558	98,616,124	2,006,150	43,251,901	557,609,610	98,616,124
割引債の償還差益		18,073,219	3,321,526	—	—	18,073,219	3,321,526
計		1,873,336,701	306,195,832	6,609,701	12,041,146,548	13,921,092,951	306,195,832

調査対象等： この表は、平成27年2月から平成28年1月までに利子等の支払者から提出された「利子等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

- (注) 1 「障害者等非課税・財形貯蓄非課税分」は、所得税法第10条（障害者等の少額預金の利子所得等の非課税）、租税特別措置法第4条（障害者等の少額公債の利子の非課税）、第4条の2（勤労者財産形成住宅貯蓄の利子所得等の非課税）及び第4条の3（勤労者財産形成年金貯蓄の利子所得等の非課税）に規定する非課税分である。
- 2 「その他の非課税分」は、所得税法第11条（公共法人等及び公益信託等に係る非課税）のほか、租税特別措置法第5条（納税準備預金の利子の非課税）及び第8条（金融機関等の受ける利子所得等に対する源泉徴収の不適用）等に規定する非課税分である。
- 3 「課税分」には、個人のほか、法人の受取分も含まれている。
- 4 「割引債の償還差益」の「支払金額」及び「源泉徴収税額」は、租税特別措置法第41条の12（償還差益等に係る分離課税等）に規定する課税分であり、個人のほか、法人の受取分も含まれている。

(2) 配当所得の課税状況

区 分	課 税 分		非 課 税 分	合 計	
	支払金額	源泉徴収税額	支払金額	支払金額	源泉徴収税額
	千円	千円	千円	千円	千円
剰余金又は利益の配当、剰余金の分配、基金利息の分配、特定投資法人の投資口の配当等	16,052,627,021	2,952,775,177	5,522,370,065	21,574,997,086	2,952,775,177
投資信託（公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除く。）及び特定受益証券発行信託の収益の分配等	2,546,711,546	390,043,157	739,708,178	3,286,419,724	390,043,157
源泉徴収選択口座内配当等	992,657,420	151,773,118	—	992,657,420	151,773,118
計	19,591,995,987	3,494,591,452	6,262,078,243	25,854,074,230	3,494,591,452

調査対象等： この表は、平成27年2月から平成28年1月までに配当等の支払者から提出された「配当等の所得税徴収高計算書」及び「上場株式等の源泉徴収選択口座内調整所得金額及び源泉徴収選択口座内配当等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

- (注) 1 「非課税分」は、所得税法第11条（公共法人等及び公益信託等に係る非課税）に規定する非課税分のほか、租税特別措置法第9条の3の2第1項に規定する上場株式等の配当等で国内における支払の取扱者を通じて支払われたもの及び租税特別措置法第9条の8に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税分である。
- 2 「課税分」には、個人のほか法人の受取分も含まれている。

(3) 特定口座内保管上場株式等の譲渡所得等の課税状況

区 分	源泉徴収選択口座内 調整所得金額等	源 泉 徴 収 税 額
	千円	千円
源泉徴収選択口座内保管 上場株式等の譲渡所得等	2,146,196,221	325,553,449

調査対象等： 平成27年2月から平成28年1月までに上場株式等の譲渡の対価の支払者から提出された「上場株式等の源泉徴収選択口座内調整所得金額及び源泉徴収選択口座内配当等の所得税徴収高計算書」に基づいて作成した。

(4) 給与所得及び退職所得の課税状況

区 分		官 公 庁		そ の 他		合 計	
		支 払 金 額	源泉徴収税額	支 払 金 額	源泉徴収税額	支 払 金 額	源泉徴収税額
給 与 所 得	俸 給 ・ 給 料 ・ 賞 与	千円 5,966,384,481	千円 272,416,855	千円 97,765,980,263	千円 4,258,710,547	千円 103,732,364,744	千円 4,531,127,402
	日 雇 労 働 者 の 賃 金	9,996,908	238,219	666,752,838	12,749,399	676,749,746	12,987,618
	計	5,976,381,389	272,655,074	98,432,733,101	4,271,459,946	104,409,114,490	4,544,115,020
退 職 所 得		493,797,477	5,364,214	3,718,287,729	102,351,743	4,212,085,207	107,715,957
災害減免法により徴収猶予したもの		—	—	—	186,019	—	186,019

調査対象等：平成27年分の給与所得、退職所得の源泉所得税について、平成28年4月30日までに提出された「法定調書合計表（給与所得の源泉徴収票、退職所得の源泉徴収票）」及び平成27年2月から平成28年1月までに提出された「給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書」に基づいて作成した。

用語の説明：1 「官公庁」とは、政府機関、地方公共団体及びこれらの関係機関（所得税法別表第一に掲げる法人等のうち、公社、公団、公庫、事業団、日本政策金融公庫、国立大学法人等、国・地方公共団体が全額出資しているもの及び行政執行法人をいう。）を集計したものである。

2 「法定調書」とは、所得税法の規定により税務署長に対して、その提出を義務付けられている書類をいい、原則として翌年1月31日までに提出することとなっている。法定調書の種類は多数にのぼっており、例えば①利子等の支払調書、②配当、剰余金の分配及び基金利息の支払調書、③報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書、④給与所得の源泉徴収票、⑤非居住者に支払われる給与、給付及び役務の報酬の支払調書がある。

3 「徴収猶予」とは、通常の法定納期限に徴収しないで、一定の期間徴収手続を猶予することをいう。したがって、一定の期間、納期限を延長する、いわゆる延納制度とは異なるものである。

(5) 報酬・料金等所得の課税状況

区 分		支 払 金 額	源泉徴収税額
法 第 2 0 4 条 該 当	原稿料、作曲料、放送謝金、講演料等の報酬又は料	千円 761,194,634	千円 96,091,227
	弁護士、税理士等の報酬又は料金	1,141,106,003	119,596,014
	診療報酬	1,808,702,738	153,868,314
	職業野球の選手、騎手、外交員等の報酬又は料金	1,264,970,559	81,769,228
	芸能等についての出演・演出等の報酬又は料	287,524,757	29,147,478
	バー、キャバレーのホステス等の報酬又は料	154,053,060	9,393,198
	契約金・賞金	95,560,220	6,525,976
	小 計	5,513,111,971	496,391,436
法第203条の2該当（公的年金等）		41,515,671,569	313,286,325
法第207条該当（生命保険契約等に基づく年金）		1,935,400,084	37,569,507
法第174条該当（馬主が受ける競馬の賞金等）		40,241,516	2,385,063
計		49,004,425,140	849,632,331
災害減免法により徴収猶予したもの		—	215,259

調査対象等：平成27年分の報酬・料金等の源泉所得税について、平成28年4月30日までに報酬・料金等の支払者から提出された「法定調書の合計表（報酬・料金・契約金及び賞金の支払調書）」及び平成27年2月から平成28年1月までに提出された「報酬・料金等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

(6) 非居住者等所得の課税状況

区 分	支 払 金 額	源泉徴収税額
	千円	千円
公 社 債 ・ 預 貯 金 の 利 子 等	16,877,376	1,832,002
剰余金又は利益の配当、特定投資法人の投資口の配当等、投資信託（公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除く。）及び特定受益証券発行信託の収益の分配	4,395,054,884	379,891,984
匿名組合契約に基づく利益の分配	340,904,664	68,479,526
給 与 ・ 賞 与 等	119,505,296	17,073,006
退 職 所 得	33,478,452	6,593,174
役 務 の 報 酬	3,481,876	538,685
工業所有権その他の技術に関する権利等の使用料又はその譲渡による対価	316,287,895	31,813,947
著作権の使用料又はその譲渡による対価	270,891,690	26,459,987
貸 付 金 の 利 子	104,715,879	11,530,571
不動産、採石権の貸付、租鉱権の設定又は航空機、船舶の貸付による所得	50,247,422	9,059,422
機 械 等 の 使 用 料	-	-
土 地 等 の 譲 渡 に よ る 対 価	127,211,210	13,609,129
人 的 役 務 提 供 事 業 の 対 価	102,782,002	15,144,226
生 命 保 険 契 約 等 に 基 づ く 年 金	146,400	9,844
賞 金	1,113,351	124,324
合 計	5,882,698,396	582,159,827

調査対象等：平成27年分の非居住者等の源泉所得税について、平成27年2月から平成28年1月までに非居住者等の給与等の支払者から提出された「非居住者・外国法人の所得についての所得税徴収高計算書」に基づいて作成した。